

化審法における PFHxS 等の追加に関する意見募集の実施



The Knights

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)の第一種特定化学物質に「ペルフルオロ(ヘキサノー1-スルホン酸)(別名 PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であって、炭素数が 6 のものに限る。)又はこれらの塩(以下、「PFHxS 等」という。))」が指定されたとともに、PFHxS 等が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品(化審法施行令原始附則第3項)に新たに追加されることに伴う省令と告示の改正内容について、2024 年 2 月 10 日から 2024 年 3 月 11 日の間において、意見募集が実施されています。

主な改正の内容は、以下の通りです。

①省令

化審法施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項又は PFOA 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令に PFHxS 等が追加されます。

②告示

化審法第 29 条第 1 項に基づき、PFOS 又はその塩又は PFOA 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の使用されている物質に PFHxS 等が追加されます。

今後のスケジュールは、以下の通りです。

公布、告示日:2024 年 5 月上旬

施行、適用日:2024 年 6 月 1 日(改正政令附則ただし書に規定する規定の施行日)

当社では、PFHxS 等の分析に対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2024 年 2 月 10 日付 電子政府の総合窓口

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195230081&Mode=0>)

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195230080&Mode=0>)を引用して作成

有機分析箇所 長谷川知草